

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法第2条 平成25年9月施行）

(2) 基本的な考え方

ア いじめはどの子どもにも起こりうるという認識をもち、いじめを許さない学校風土、学級風土づくりに努める。

イ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ウ 児童と向き合う時間を確保し、児童との対話を推進する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 学級づくり・学校経営の充実

小規模校であることを長所と考え、一人一人を大切にし、児童が自己有用感を高め、自尊感情を育むことのできる学級経営に努める。

(2) 人権・同和教育の充実

あらゆる教育活動を通して人権感覚を磨き、互いに違いを認め合い、思いやりのある児童を育成する。

(3) 道徳教育の充実

学校・家庭・地域との連携を深めながら、全教育活動を通じて行う体験活動を重視し豊かな人間性をもった児童を育成する。

(4) 体験活動の充実

地域の方々との交流活動やボランティア活動などを通して、社会性や奉仕する心を育成する。

(5) 児童の主体的な活動

異学年集団による交流活動を活性化させることによって、自主性を養い、よりよい人間関係を築く力や社会に参画する力を育成する。

(6) 分かる授業づくり

基礎基本の定着を図り、分かる、楽しい授業づくりに努め、自ら学び、自ら考える力を身に付けさせることによって、正しく判断できる力を育成する。

(7) 特別支援教育の充実

児童一人一人の実態把握に努めながら、個に応じた支援を行い、ともに育つ環境を大切にする。

(8) 校内研修の充実

全教職員が共通理解を図り、いじめの未然防止、早期発見、組織的な対応を図る。

(9) 保護者への啓発

学校の取組について保護者に周知し、連携・協力しながら対応していく。

(10) 学校間の連携・協力体制の整備

三間中学校区において常に情報を共有し、連携・協力のもと指導や対応に当たる。

3 いじめの早期発見

(1) 職員朝礼等で各学級の気になる児童を報告し、周知徹底を図る。

(2) 職員会議・研修会等で、生徒指導報告の時間を設け、各学級の様子を全職員に報告し、共通理解を図る。

(3) 定期的なアンケート調査（心のアンケート）を各学期に1回以上実施し、年間3回以上実施することで、いじめの実態把握に取り組む。

(4) アンケート実施月に必ず教育相談を行い、児童の悩みや問題に対して早期に対応する。そして、児童と教員との信頼関係を築く。

(5) 学校運営協議会を開催し、地域での子どもたちの実態把握に努める。

4 いじめへの対処

(1) 事実確認と報告

ア いじめの発見、相談を受けた場合は、該当児童が在籍する学級担任に報告し、速やかに事実の有無の確認を行う。また、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め指導する。

イ 発見、通報、相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会（校内構成員）」に直ちに報告し、学校全体で情報を共有し対応に当たる。

(2) いじめの解決に向けた対応及び配慮事項、指針方針の決定。

ア 事実確認の結果の状況に応じて、管理職が市教育委員会に報告すると共に、被害・加害児童の保護者に連絡する。

また、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童の自殺の企図等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると校長が判断した場合は、教育委員会と協議して全力でいじめの解決に取り組む。

イ いじめの事実の有無を確認し、今後の対応や指導方針を「いじめ防止対策委員会（校内構成員）」で話し合い、決定する。（報告・指導・対策等）

ウ いじめられた児童の保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることが伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全を確保する。

エ いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。

オ いじめた児童の保護者へは、いじめの経緯を説明の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

カ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を執る。
なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるとき及び犯罪行為として認められるものがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

(役割) 校内構成員

役 割	役 職	内 容
校 長	全体指導	教育委員会への連絡・報告
教 頭	外部との交渉	外部・保護者との対応及び指導助言、相談窓口
教務主任	事務局	記録・委員会の招集・基本方針の見直し・立案
生徒指導主事	委員長	協議の司会・報告・いじめ防止案作成実施
学級担任	委員	事実の確認及び児童への指導助言
全教職員		いじめの未然防止の指導

校外構成員

教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

6 公表、点検評価等について

(1) 基本的な考え方

ア いじめを隠ぺいしない。

イ 学校いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

(2) 措置

ア 学校だよりやホームページ等で、自校の「いじめ防止基本方針」を公表する。

イ 毎年度、アンケート結果を統計・分析を行い、これに基づいた対応をとる。

ウ いじめ問題への取組を、保護者児童、教職員で評価し、評価結果を踏まえて改善していく。